

自殺予防対策について

保科 惣一郎

〔質疑〕昨年10月、自殺対策基本法が施行された。

自殺を個人の問題としてではなく社会の問題と位置付け、国や自治体に自殺防止の責務があることを明記した。

白石市においても毎年10名余の尊い命が亡くなっており事態は深刻である。

①多発する自殺を食い止める

ために、官民の協力や連携をどう構築していくのか伺いたい。

②社会が個人を「独り」にしないことが、大切に思うが教育長はどう考えるのか伺いたい。

環境行政と地方主権について

沼倉 昭仁

〔質疑〕「住民に身近な行政は、身近な市町村が行うことが重要である」との考え方に基づき、県の事務を市町村に移譲する動きが増えてきている。

人の健康や生活環境に害をもたらし恐れのある施設の設置が問題になった場合、住民の理解を得るために設置者に

〔答弁〕昨年施行された同法及び自殺対策の指針として策定された「自殺総合対策要綱」に基づき、市においても、「心の相談」として、精神科医による月1回の相談事業や訪問指導、電話相談、心の健康づくり講演会の開催などの事業を実施しているが、予防対策の面から見れば、まだまだ十分と言える状況にないことは認識している。

自殺予防対策は、指摘のように、官民連携によっていくとめていくことが最も望ましいと思っている。

〔答弁〕権限移譲を推進して、住民に身近な行政をでき得る限り身近な市町村において処理することは、地方分権の確立を図る上からも重要なものであると認識している。現在のところ、県から市町村へ権限移譲が可能な事務として137の事務が提示されている。

水質汚濁防止法に関する事務については、ある一部を除いて、県が市町村に示している権限移譲事務の項目には入っていない。

したがって、現在のところ

市としても、自殺予防のために心の健康づくり講演会の開催、広報紙、ホームページへの掲載、各種機関を利用してリーフレットの配布などを行うほか、精神科医による精神福祉相談や県が実施する思春期相談、アルコール相談等を市民や企業等にも広く周知したい。

社会が個人を「独り」にしないことについて、各地域で声かけ運動、あいさつ運動を奨励しており、文化、スポーツの交流活動を通じて自殺の

市が担うことは不可能であると思っている。

ただ、仮に権限移譲が可能と想定した場合、市は権限と責任を持つことになるが、該当する施設の種類は百を超えているものがあり、また専門知識のある職員の配置、検査体制の整備を図ることが必要事項となることから、質問の趣旨は理解するが、小規模自治体では人材的、財政的な負担が大きく困難であると認識をしている。

よって、今後においては、

芽を摘み取ることが早期の予防対策になると思っている。

また、学校教育課では、「まごて郵便事業」を行っている。これは75歳以上のひとり暮らしの高齢者に対し、全部の小学校の子どもたちが手紙を書き、郵便局員が配達するだけではなく、安否確認もするものである。お年寄りからも喜ばれ、子どもたちに対する返事があって、小学生の心の健康の保持と良好な人格の形成に一役買っている。

審査機関である仙南保健所に対し、届け出を受理する前に、住民の理解を得るための説明会を事業者に求めることや、設置後の定期的な水質検査や臭気測定義務づけと検査報告等を住民に行うことを求めた上で、届け出を受理するよう要請をしていきたい。